

指定認知症対応型共同生活介護  
(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業)  
グループホーム ゆりはま 運営規程

## 第1章 事業の目的及び運営の方針

### 第1条 (事業の目的)

社会福祉法人敬仁会(以下、「敬仁会」という)が開設するグループホームゆりはま(以下、「当ホーム」という)にて行う認知症対応型共同生活介護事業(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、家庭において生活を営むことが困難な認知症高齢者に対し適切な介護その他日常生活上の介助および機能訓練を行うことにより、利用者が自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

### 第2条 (運営の方針)

入居者一人ひとりの人格を尊重し、入居者がそれぞれの役割を持ちながら、家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるように配慮し、支援を行うものとする。

- 2 入居者の心身の状況等を的確に把握し、症状に基づいた適切なサービスが提供できるように、地域や家族との結びつきを重視し、市町村及び居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、並びに保健医療・福祉サービス提供者等との連携を図りながら対応する。
- 3 事故防止のため、個別の行動特性等を十分に把握し、安心・安全に配慮する。生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束ゼロを宣言するとともに、その他利用者の行動を制限することがない対応をする。

### 第3条 (事業所の名称)

事業所の名称及び所在地等は次のとおりとする。

|     |                    |
|-----|--------------------|
| 名 称 | グループホーム ゆりはま       |
| 所在地 | 鳥取県東伯郡湯梨浜町長江310番77 |

## 第2章 従業員の職種、員数及び職務の内容

### 第4条 (従業員の職種、員数および職務内容)

管理者 1名

管理者は、事業所の従業員管理、本事業の利用申込に係る調整、業務実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従業員にこの規程を遵守させるため、必要な指揮命令を行う。

- 2 計画作成担当者（介護支援専門員） 2名  
計画作成担当者は、利用者の生活介護計画を作成する。
- 3 介護員 10名以上  
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

### 第3章 利用定員

#### 第5条 （利用定員）

入居利用定員は18名とする

### 第4章 指定認知症対応型共同生活介護事業（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業）の内容及び利用料、その他の費用の額

#### 第6条（事業内容）

利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 利用者の食事、その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努める。
- 3 利用者の趣味または嗜好に応じた活動を支援する。
- 4 利用者が日常生活を営むうえで必要な行政機関に対する手続等について、利用者またはその家族が行うことが困難である場合は、同意を得て代行する。
- 5 常に利用者の家族との連携をはかるとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保する。

#### 第7条（利用料及びその他の費用の額）

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者負担割合に応じた額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
  - （イ）家賃
  - （ロ）食費
  - （ハ）光熱水費
  - （二）日常生活において通常必要となるもののうち、利用者が負担することが適当と認められるもの。
  - （ホ）理美容代

(ハ) インフルエンザ予防接種費用

- 4 サービスの提供にあたって、利用者またはその家族に対して、必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書の署名（記名押印）を受ける。

第8条（保険給付のため請求のための証明書の交付）

法定代理受領サービスに該当しないサービスの支払いを受けた場合は、サービスの内容・費用の額、その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

第5章 入居に当たっての留意事項

第9条（受給資格等の確認）

サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

第10条（サービス内容及び手続きの説明と同意）

入居に際して、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

第11条（入退居）

サービス提供の対象者は、要支援2・要介護者であって認知症の状態にあるもの（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈するもの・行動異常があるもの、並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く）のうち少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。

入居に際しては、主治医の診断書等により入居申込者が認知症の状態にある者であることを確認する。

- 2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
- 3 入居申込者が入院治療を要する等、必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合には、速やかに適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院または診療所を紹介する等の適切な対応を行う。
- 4 入居者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえたうえで、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。また、利用者及びその家族に対し適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報提供並びに保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

## 第6章 非常災害対策

### 第12条（非常災害対策）

当ホームは、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、適切な対応に努める。

2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、利用者及び従業員に対し周知徹底を図る。また、定期的に避難、救出その他必要な訓練等を実施する。

3 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努める。

## 第7章 その他運営に関する重要事項

### 第13条（緊急時等における対応方法）

利用者に病状の急変が生じた場合、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医または協力医療機関に連絡する等の措置を講ずる。

### 第14条（事故発生時の対応）

当ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、事故発生の防止のための指針を整備する。また、指針に基づく必要な措置を適切に実施するための担当者置いて、事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を行う。

2 サービス利用時に事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族及び関係機関等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事故が発生した際には事故の状況及び対応について記録する。

4 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

### 第15条（入居の申し出）

入居希望者は、必要な事項を記載した申し出を管理者に提出するものとする。なお、申出書は原則として当該世帯の生計中心者とする。

2 管理者は、利用対象者からの事業の利用申請があった場合は、必要性を勘案したうえで決定するものとする。なお、その際には、必要に応じて調整を行う。

### 第16条（認知症対応型共同生活介護計画の作成）

管理者は、計画作成担当者に、認知症対応型共同生活介護計画（介護予防認知症対応型共同生活介護計画）の作成に関する業務を担当させる。

2 計画作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。

- 3 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス計画を作成する。
- 4 計画作成担当者は、サービス計画について、利用者またはその家族に対して説明し、同意を得る。
- 5 計画作成担当者は作成したサービス計画を利用者に交付する。
- 6 計画作成担当者は、サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じてサービス計画の変更を行う。

#### 第17条（サービスの取り扱い方針）

利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、適切な支援を行う。

- 2 サービスの提供は、介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。
- 3 従業者は、サービス提供にあたって利用者またはその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
- 4 サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、常にその改善をはかる。

#### 第18条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号に該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- （イ） 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- （ロ） 偽りやその他不正行為等によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

#### 第19条（勤務体制の確保等）

利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定める。

- 2 利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供ができるよう従業者の勤務体制を定める。
- 3 従業者の資質向上のための研修の機会を年次計画により計画し実施する。

#### 第20条（サービス提供における記録の記載）

入居に際しては、入居の年月日及び共同生活住居の名称を、退居に際しては退

居の年月日を、利用者の被保険者証に記載する。

2 サービスを提供した際には、具体的なサービス内容等を記録する。

#### 第21条（衛生管理）

当ホームは、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 当ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1） 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- （3） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。感染症が発生し、または蔓延しないよう必要な措置を講じる。

#### 第22条（掲示）

当ホーム内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他サービスの選択に資する重要事項を閲覧できるようにする。

#### 第23条（協力医療機関等）

利用者の病状の急変等に備えるため、土井医院・音田歯科医院を協力医療機関と定める。

#### 第24条（秘密保持）

従業員は正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の情報を漏らさない。また、退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には家族の同意をあらかじめ文書により同意を得るものとする。

3 当ホームは個人情報について「敬仁会 個人情報保護規程」に基づいて取り扱うこととする。

#### 第25条（苦情処理）

利用者及びその家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓

口を設置するなど必要な措置を講ずる。

- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出、提示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

#### 第26条（地域との連携）

サービスの提供にあたっては利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、湯梨浜町の職員または地域包括支援センターの職員、有識者等により構成される運営推進会議を設置する。運営推進会議は2月に1回開催し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受ける。また、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く。

#### 第27条（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

居宅介護支援事業者またはその従事者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 居宅支援事業者またはその従事者から、施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

#### 第28条（会計の区分）

指定認知症対応型共同生活介護事業（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業）の会計はその他の事業会計の区分とする。

#### 第29条（記録の整備）

介護従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録およびサービス提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存する。

#### 第30条（虐待防止に関する事項）

- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （3）その他虐待防止のための必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

### 第31条（身体拘束に関する事項）

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を運営推進会議に報告する。

### 第32条（認知症ケアに関する事項）

当ホームは認知症に関する十分な知識を習得し、専門性と資質の確保・向上を目的とし、定期的に研修を実施する。

- 2 認知症高齢者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ、環境やチームケアを統一することで、認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行う。

### 第33条（業務継続計画）

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

### 第34条（職場におけるハラスメント対応）

施設は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

### 第35条（提供するサービスの第三者評価の実施状況）

当ホームは、第三者評価の結果について、最新の情報をホームページ及び事業所内で閲覧できるようにする。

### 第36条

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人敬仁会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は令和2年7月1日より施行する。

附則

この規程は令和4年10月1日より施行する。

附則

この規定は令和6年10月1日より施行する。